

第9回阿武隈川水系河川整備委員会

【議事録】

日時：平成24年10月17日（水） 14:00～16:00

1. 開 会

(開会 午後2時03分)

■司会 それでは、定刻を若干過ぎましたが、只今から第9回阿武隈川水系河川整備委員会を開催します。

議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。皆様にお配りさせていただいております資料は、配付資料一覧に記載してございます。若干読み上げますけれども、次第、出席者名簿、配席図、資料は、資料1から7、参考資料につきましては1から4となります。資料のうち資料5につきましては、5-1、5-2、5-3、資料6につきましては6-1と6-2、7につきましては7-1と7-2、それぞれ枝番が付いてございますので、確認をお願いいたします。お手元の資料に不足等ありましたら、事務局のほうまでお申し出ください。また、乱丁等ありましたら、後ほどお申し出いただければと思います。不足等ございませんか。

2. 委員紹介

■司会 それでは、次第によりまして委員紹介に入らせていただきますが、ご紹介につきましてはお手元にお配りしております出席者名簿、席次表でかえさせていただきますと思います。

委員会につきましては、委員会規定第3条3項により、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立することとしております。本日は、現時点で12名のうち8名の委員がご出席となりますので、本委員会が成立していることを報告させていただきます。

また、委員会規則第6条による公開方法としまして傍聴規定が定められております。傍聴規定により、傍聴される皆様におかれましては傍聴のみとなっております。発言は認めおりませんので、よろしくをお願いいたします。また、チラシ等の配布も認めておりません。詳細につきましては、お配りした傍聴規定をご覧ください、議事の進行にご協力をお願いいたします。

3. あいさつ

■司会 それでは、次第に基づき進めてまいります。本来ここで主催者よりご挨拶を申し上げるところでございますが、河川部長が急用で今遅れております。最後に挨拶を申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、当委員会委員長の〇〇先生よりご挨拶をお願いしたいと思います。

〇〇先生、よろしくお願ひします。

■委員長 委員長を仰せつかっております〇〇でございます。前回の委員会が約一月前、今日は主に2つの議題がございます。1つは阿武隈川水系河川整備計画の変更について、それからもう一つは事業評価でございます。整備計画の変更につきましては、前回議論いただきました。それと、その後パブリックコメントを募集しております。その後、前回の議論とパブリックコメントの結果を踏まえて、新しい案ができております。今の予定では、この会議がこれに関しては最後になる予定でございますので、是非、言い残しの無いように、また時間も限られておりますが、十分な発言をしていただきたいと思ひます。

事業評価につきましては、そもそも何なのだという方もいらっしゃるかと思ひますけれども、その辺につきましては事務局から説明いただいて、議事を進めていきたいと思ひます。

以上でございます。

■司会 ありがとうございます。

4. 議 事

(1) 阿武隈川水系河川整備計画の変更について

1) パブリックコメントの実施結果等について

2) 阿武隈川水系河川整備計画 [大臣管理区間] (変更原案) について

(2) 事業評価について

1) 阿武隈川直轄河川改修事業 (再評価)

(阿武隈川水系河川整備計画 [大臣管理区間])

2) 阿武隈川総合水系環境整備事業 (再評価)

3) 水防災対策特定河川事業 (二本松・安達地区) (事後評価)

■司会 それでは、次第に基づき議事に入らせていただきます。

これよりの進行につきましては、〇〇委員長にお願いしたいと思います。

委員長、よろしく申し上げます。

■委員長 それでは、議事の（１）、阿武隈川水系河川整備計画の変更についてということで、その前に河川整備基本方針というものが並行して作業を進めているところがございます。その変更等も含めて事務局から説明をお願いいたします。

■河川計画課長補佐（東北地方整備局） ご説明いたします。

今委員長からご説明ありましたように、この河川整備計画策定の手続きと並行しまして、河川整備基本方針の変更も同時に本省が主体となって進めてございます。阿武隈川水系の河川整備基本方針につきましては、今回の地震及びその後の津波によって甚大な被害が発生し、河口部の堤防高等の変更が必要となったことから、基本方針の変更手続を進めておりまして、社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会という検討会の中で審議を行ってございます。これまで9月3日の第103回小委員会及び9月25日の第104回小委員会で審議が行われて、小委員会の審議は終了し、その後の河川分科会への報告の手続に進んでいると聞いております。各小委員会の資料につきましては、国土交通省のホームページで公開しておりますが、本日出席の委員の皆様にはお手元に参考配付として9月25日開催第104回で提示されています河川整備基本方針の案につきまして、前回の基本方針との対比表という形で本文を参考に配付してございます。これからご説明します河川整備計画原案については、この河川整備基本方針変更案に即した内容とするとともに、同時に実施しておりますパブリックコメントあるいは前回までの各委員からの意見等を反映したもので原案を作成してございますので、引き続きその内容についてご説明したいと思います。

■調査第一課長（仙台河川国道事務所） 事務局よりパブリックコメントの実施結果につきまして説明させていただきます。

資料は、資料1でございます。また、スクリーンに映し出してございますので、それを見ていただきながら説明をさせていただきたいと思っております。あと参考資料といたしまして、参考資料—4というのがございます。書いていただきました意見を集約してございますので、そちらも併せて見ていただければと思っております。

それでは、1 ページ目を開いていただきたいと思います。事前広報につきまして掲載してございます。記者発表でございますけれども、9月に河川整備計画の計画変更に関します変更素案の閲覧、また意見募集に関しますチラシ等の紹介につきまして記者発表いたしました。また、10月に地域の方々の意見を聴く会を開催するに当たりまして記者発表をしたところです。左側の文面がその記者発表の原文でございます。

また、右側は、当事務所のホームページですが、こちらでも変更の概要、またパンフレットを含めまして、ご意見を募集ということで幅広くご意見をホームページからでも聴取できるような形にちょっと工夫させていただきまして、紹介させていただきました。

2 ページ目をめくっていただきたいと思います。続きまして、意見募集につきましてご説明させていただきます。素案の閲覧並びにリーフレットの配布、設置場所につきましては、左側でございますとおり10機関、国土交通省から岩沼市、亶理町までご協力いただきまして、10機関におきまして配布させていただいたところです。右側の写真につきましては、配布の設置状況です。

続きまして、3 ページ目をめくっていただきたいと思います。こちらは、意見募集で実際に用いた部分の表紙です。変更素案は160ページ以上の分厚いものでしたけれども、変更素案を提示させていただきまして、またリーフレットにつきましては、ご意見をお聴かせくださいというふうな部分のお話で紹介しています。また、各々リーフレットには添付の意見応募のはがきというのを付けており、こちらのほうに意見をご記入していただくという取り組みをさせていただきました。

4 ページ目です。地域の方々の意見を聴く会の実施状況でございます。実施日は、10月の9日は岩沼市役所で、10月11日は亶理町の郷土資料館、悠里館というところで実施させていただきました。

出席者は、5 ページに書いてございますけれども、まずはパブリックコメントの実施状況と結果です。はがき並びにホームページでのアンケートによる意見募集ですが、9月14日から10月13日までの1カ月間で実施しています。はがき、ホームページ、アンケート、意見記入用紙といたしまして、提出者数が12名いただきました。また、その中での意見数としましては25件ございました。

また、地域の方々の意見を聴く会ですけれども、岩沼市では7名、亶理町では12名、

総計19名の参加をいただきました。うち意見数は、13件をいただいております。意見の総数としましては25件足す13件ということで、38件をいただいているところ
です。

次6ページ目です。いただきました意見につきましては、当方で責任を持って内容等を吟味、分類させていただきまして、意見内容ごとに整理、細分化させていただきました。その中で、コンパクトに整理した結果が、7ページ目です。意見数は先程の38件でございます。その中で、全般に関するもの、治水、維持管理、危機管理に関するものがございました。その中でも、河口部の治水対策や一般的な堤防整備、また維持管理につきましては、個々に分かれていたこともありまして、その意見分類といたしましては11分類とさせていただいております。意見の総数の分類数は、全般が3件、治水、維持管理に関しましては12件ずつとなっています。また、危機管理に関しましては11件で、今回は整理させていただきました。

パブリックコメントの実施結果につきましては、これをもちまして説明を終わりたいと思います。

引き続き、資料2に移らせていただきたいと思います。資料2のほうでは、前回、9月14日の委員会で委員の皆様からいただきましたご意見に対しての対応に関して説明させていただきます。

1ページをめくっていただきたいと思います。前回いただきましたものは、1ページ目、また2ページ目めくっていただきますと、意見要旨を載せてございます。こちらは、総計で8件いただきました。この8件の対応状況につきましては、右側に対応状況ということで、赤文字で記載してございますけれども、こちらの変更素案と変更原案の対比をわかりやすくした資料が、これから説明しますこの資料3のほうに用意してございますので、そちらで説明させていただきたいと思います。いただきました意見が1から8まであったということをもまず念頭に置かせていただきまして、資料2のほうの説明を終わりたいと思います。

それでは次に資料3でございます。これからは、河川整備計画変更原案の対比表について説明させていただきます。表紙に書いているとおり、1ページ目から13ページ目に当たるのが前回委員の皆様よりいただきました意見の原案への反映について記載させていただいております。また、14ページ以降は、パブリックコメント、地域の方々の意見に対する原案への反映ということで整理してございます。

それでは、1 ページ目をめくっていただきたいと思います。委員からの意見といたしましては、上の黄色枠で書いていますが、今回のように計画の見直しを行った場合には、何年ごろ、何が起こって、何を見直したかなどを記載したほうがよいのではないかと。変更の履歴がわかるように履歴を記載したほうがよいというご意見をいただきました。それに対しましては、原案の20ページに、治水事業の沿革について、治水事業の経緯をまとめた表がございましたので、そちらのほうに今回の計画の見直しの要因でございます東北地方太平洋沖地震を記載いたしまして、また河川整備基本方針が変更になった旨を記載してございます。

続きまして、2 ページ目をめくっていただきたいと思います。ここで、あらかじめご了承くださいと思いますが、先程資料2では1から8のナンバーの順で整理させていただきましたけれども、資料3では、大変申しわけございませんが、変更原案のページの若い順に整理させていただいておりますので、資料2と順番が違うという旨をあらかじめご了承くださいと思います。

続きまして、委員からの意見に対してでございます。岩沼市で質的整備を行った堤防が地震時の避難場所になった。このような事業の効果を整備計画の中にも記載した方がよいという意見をいただいております。その意見に対しましては、原案の63ページに、岩沼市で実施しました堤防の質的整備の事例を記載しております。補足させていただきますと、堤防強化対策を実施した岩沼市寺島地区の堤防では、今回の地震においても変形や崩壊が生じなかったこともあり、住民の一時避難場所としての役割を果たしました。委員からのご指摘を踏まえまして、このような事例を記載したところです。

次に、3 ページ目をめくっていただきたいと思います。意見につきましては、昨年9月の台風15号により、近年の洪水時の水位上昇のスピードが速まっている。情報を伝達するだけでなく、情報伝達のスピードを上げていくということが得られた教訓であるという点と、水の出方が危険な方向になっていることを認識していると思われるような表現があるとよいというご意見をいただいたところです。このご意見に対しましては、原案の75ページになりますが、危機管理対策の洪水・高潮対策の対応に近年頻発する集中豪雨等の実態、水位上昇速度の変化などについて追記したところです。

続きまして、4 ページ目をめくっていただきたいと思います。ご意見に関しまし

ては、放射性物質に関連してのご意見です。慎重な対策を実施するなどの注釈を記入したほうがいいのではないかとのご意見をいただいたところです。このご意見に対しまして、原案の97ページに、まず河川の利用に関する事項に東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による放射性物質の影響が懸念されるという旨を追記しているところがございます。

次に、5ページ目をめくっていただきたいと思います。5ページ目は、河川の目標に関する事項に関しての委員からの意見への反映に移らせていただきます。この意見は、今年の台風15号での水位上昇の危険性に関しての記述ということ先程3ページでお話しさせていただきましたが、その意見に対する対応です。整備の目標に関する事項に対しまして、原案の103ページですが、整備目標の(5)、危機管理体制の強化に対しまして、情報伝達や水文観測等の高度化について追記したところ

です。続きまして、6ページ目です。こちらは、まちづくりと一体の減災対策というところで、堤防整備を活かしたまちづくりとありますが、理解が難しい。市町の復興計画との整合を図りながら、まちづくりと一体となった減災対策というふうに記載したほうがわかりやすいというご意見と、河口部の堤防は具体的な堤防の高さがイメージできるように整備前後の堤防高の比較や堤防のかさ上げで安全性が更にどの程度増加するのかわかるように、もう少し具体的な記述を入れたほうがいいというご意見をいただいたところです。このご意見に対しましては、河川整備の実施に関する事項の章の、112ページに洪水、高潮、津波等による災害の防止又は軽減に対しまして、まちづくりを活かした堤防整備と記載内容を修正したところ。また断面図におきましては具体的な高さを明確に記載したところ

です。続きまして、7ページ目のほうをめくっていただきたいと思います。このご意見は、4ページ目と同じで、放射性物質に関連するご意見でございます。こちらの河川の整備の実施に関する事項の章の部分について記載内容を追記したものです。説明いたしますと、原案の152ページ及び153ページでございますが、この中の河川空間の保全と利用に対しまして、放射性物質の関連について、関係省庁や自治体と連携を図り、適切に対処していく旨を記載したところ

です。続きまして、8ページですが、今年の台風15号に関する水の出方に関してのご意見です。章タイトルとしましては、河川整備の実施に関する事項の5章ですけれど

も、この部分で危機管理体制の整備・強化について記載しております。赤文字が記載内容ですが、この章に急激な水位上昇の対応方針といたしまして、自治体間の情報共有等に関して、基本的な考え方について追記しているところです。

続きまして、9ページ目をめくっていただきたいと思います。ご意見に関しましては、前の台風15号に伴います水の情報伝達、情報のスピード、また水の出方に関してのご意見に対してでございます。記載内容の章タイトルとしましては、第5章の河川整備の実施に関する事項です。この部分の河川情報の収集・提供の部分に今回の急激な水位上昇の対応方針といたしまして、雨量観測の高度化や情報伝達の方針につきまして記載したところでございます。

続きまして、10ページに移らせていただきます。意見につきまして、整備計画本文の初めに地震に伴う変更をしたと記載していますが、結語の部分にも変更したことを受け、「力強く対応する」など、もう少し記載したほうがよいのではないかとこのご意見を賜ったところでございます。この意見を踏まえまして、結語の部分について、今回の災害を受けまして、災害の防止または軽減を図ることを目標とする方針を記載したところです。

次に、11ページ目をめくっていただきたいと思います。委員の意見とはまた別に、環境という部分が非常に多く取り沙汰されてきている部分がございますので、原案に環境の内容を増やした所を紹介させていただきます。今回の地震におきまして、ご承知のとおり広域的な地盤沈下等の発生に伴いまして、水利用への影響が生じる恐れにつきまして適切にモニタリングしていくという部分の必要性について記載したところでございます。

続きまして、12ページをめくっていただきたいと思います。こちらも今回の地震を受けての内容ですが、特に河口域の自然環境に対する環境モニタリングの必要性に関して内容を追加したところです。

続きまして、13ページです。こちらは、環境のモニタリングの章タイトルの部分に対しまして、今回の広域的な地盤沈下に伴う河口域の自然環境に対する環境モニタリングの必要性と、スケジュール案というものをこの整備計画に記載したという内容でございます。

以上が前回委員より意見を賜りまして、原案に反映させた内容についてご説明をさせていただきます。

続きまして、今度は資料1で説明させていただきましたパブリックコメント、地域の方々の意見の部分に対しまして原案への反映という内容につきまして説明させていただきますと思います。意見は、資料1で説明させていただきましたとおり38件ございました。38件の意見で、11分類に整理しております。まず、1つ目ですが、意見分類として整備計画の変更についてです。意見については、今回の整備計画はどのような経緯で変更されるのかというご意見をいただいたところです。それに対して、原案の1ページに記載しておりますが、東北地方太平洋沖地震を踏まえて計画を変更した旨の記載をしております。

続きまして、2ページ目を説明させていただきます。意見分類としましては、河口部の治水対策についてでございます。意見につきましては、河口部の整備については、洪水・高潮・津波に対してよいと思う。地盤沈下もしていることから、適切だと考えるというご意見。2つ目、右岸3.5キロ付近に集落があり、堤防高T.P.7.2mから4.6mに落とすと津波にのまれるので、T.P.7.2mの堤防高の整備延長を1.5km延長していただきたい。3つ目でございます。まちづくりをきちんとしてほしいというご意見等をいただきました。それに対しまして、原案の112ページに、河口部の堤防整備の考え方、まちづくりとの連携についてご紹介しておりますので、そちらでの内容とさせていただきます。また、ご意見の2つ目にT.P.7.2mから4.6mまで堤防を落とすというご意見がございます。実際右岸3.5キロ付近の現況の堤防高は、今現在でもT.P.7.0m程度でございますので、急激に堤防が下がるとか、変化することはございませんことをこの場でもご説明させていただきたいと思います。また、なお堤防の構造等の詳細につきましては、今後詳細設計を経て決定する予定ということを追記させていただいているところです。

次に、16ページをめくっていただきたいと思います。意見分類といたしましては、堤防の質的整備です。意見につきましては、昔盛り土した堤防は締め固めが弱いところもあるので、整備を進め完成堤防となるようにしてほしい、耐震対策等取り組みはよいと思いますというご意見をいただいたところです。その内容につきまして、原案116ページに記載しておりますが、堤防の質的整備の方針につきまして記載しているところをご説明させていただきます。

続きまして、17ページをめくっていただきたいと思います。意見分類といたしましては、堤防の維持管理です。意見につきましては、黄色い枠に書いているとおり、

維持管理についてももう少し具体的な方向性が示されないか、地域の安心感が違うと思いますという意見をいただいております。資料に対比の表がございますが、これは原文の現整備計画にも記載されている内容で、河川の維持の目的につきまして、維持管理に当たっての具体的な管理計画を策定するという旨を記載しているところで、内容を対応させていただいているところです。

続きまして、18ページをめくっていただきたいと思います。意見分類につきましては、河道の維持管理の分野です。先程と同じ維持管理ですが、橋梁という許可工作物に対してのご意見です。橋梁が洪水の流れを阻害するようなことが無いようにしてほしいというご意見です。これに対しまして、河川の巡視という部分に支障とされる構造物に対する巡視と点検による管理を行うという旨を記載しております。

続きまして、19ページをめくっていただきたいと思います。意見分類といたしましては、河口部のモニタリングについてでございます。意見は、河口砂州について長期的なモニタリングの必要性とともに、さらなる地盤沈下にも対応できるような対策を考えていかなければならないと思うというご意見です。素案の提示の時にも赤字で追記しており、原案では144ページ、145ページに記述しておりますが、河川の状況把握という部分です。特に東北地方太平洋沖地震を踏まえて、河口部のモニタリングの実施について記載しているところです。

続きまして、20ページをめくっていただきたいと思います。意見分類といたしましては、堤防除草についてです。意見のところを読み上げますと、堤防の草刈り作業が年2回行われているのはとても良い。河川は山と同様、人々の憩いの場所であるので、今後も草刈りは継続してほしいと思いますというご意見を賜りました。原案の部分、146ページに、現整備計画の内容、原文そのままでございますが、堤防除草に対します基本的な考え方について記載しております。

続きまして、21ページをめくっていただきたいと思います。こちら意見分類といたしましては、堤防除草についてです。意見は、地域と国交省が緊密に連携して堤防や河川敷の草、雑草の処理をして、地域と一緒に川を管理していくシステムがあったらいいと思うというご意見をいただいております。資料は原文のままですが、これからも住民参加や地域との連携による川づくりにつきまして、継続して進めていくということとしております。資料の中身につきましては、地域連携での管理した事例等も載せたところです。

続きまして、22ページのほうをめぐっていただきたいと思います。意見分類といたしましては、管理施設の高度化についてです。意見を読み上げさせていただきますが、水門の整備などを行うに当たっては、東北地方太平洋沖地震時の可動状況などを踏まえて設備の改善、改良を行ってほしい。水門の遠隔操作を行うとのことだが、停電になっては遠隔操作ができないのではないかと。遠隔操作にも限界があるのではないかとという意見をいただいたところです。この2点に対しましては、原案の155ページの河川の維持管理の中に管理の高度化という文面がございます。この内容につきましては遠隔管理、光ファイバーを活用した集中管理や今回の災害を踏まえての管理の高度化などにつきまして記載しております。補足いたしますが、災害発生時には河川堤防に整備されました監視カメラ、光ファイバーケーブルによりまして現地の状況把握や施設の遠隔操作など迅速な対応を図るということに努めているとともに、施設の機能が発揮できるようにバックアップ体制の整備も重要と考えているところです。

続きまして、23ページをめぐっていただきたいと思います。意見分類といたしましては、放射線についてです。放射能の影響について、阿武隈川水系（福島・宮城）を定期的に測定して、地域住民の安心につなげてもらいたい。また、環境の目標及び変更の内容について、河川環境のモニタリングの中で放射性物質のモニタリングの言葉がない。モニタリングの内容に入らないのかというご意見をいただいているところです。この意見につきましても、放射性物質の関連につきましても、関係省庁・自治体と連携を図り、適切に対処していく旨を記載しているところです。

続きまして、24ページをめぐっていただきたいと思います。地域連携と避難路についてです。いただきました意見は、津波対応も含めた地域連携を一層進めてくれることを望みます。避難経路に役立つ堤防への坂路の確保を行ってほしい。また、非常時に簡単に撤去可能な車止めにしてほしい。堤防へ上る坂路は、住んでいる地域から上りやすいように整備をしてほしいなどの意見をいただいたところです。こちらにつきましても、原案の167ページにございますが、災害に強いまちづくりとの連携という章タイトル的な内容がございます。その内容の中で、関係機関や地域住民と共有・連携を図りまして推進していきたいという旨に対応しているところです。

次に、25ページをめぐっていただきたいと思います。意見分類で誤字の訂正がご

ございます。防災教育の推進、災害教訓の伝承についてとございますが、「推進」を「支援」と訂正させていただきます。大変申しわけございません。意見につきましては、ハード面ばかりでなくソフト面の充実を願う。20年、30年に一度の危機に対して、使う人間が忘れてしまう。抜き打ち訓練などの実践力を高めてもらいたい。今回の被災の状況を後世に残すための石碑等による残し方はどうでしょうかというご意見をいただいているところです。その中で、原案の168ページですが、危機管理体制の整備・強化の中に、防災教育の支援、災害教訓の伝承という内容を追加させていただいているところです。この内容につきましては、ハード対策のみならず、ソフト対策にも重点を置き、防災教育の支援や災害教訓の伝承など地域と連携して推進してまいると記述しております。

以上で素案に対する原案への反映につきましての説明を終わらせていただきたいと思えます。

■委員長 ありがとうございます。前回の委員会での我々の意見に対する対応につきましては、その結果を聞いたわけですけれども、パブリックコメントにつきましては、この午前中北上川の委員会もありまして、パブリックコメントを出された方、あるいは地域に対してその意見への対応をどうやって公表していくかということが議題になっておりました。ここでのパブリックコメントに対する対応につきましても、適切な方法で地元あるいは質問された方に伝わるような方策を考えていただきたいと思えます。

ただいまの事務局の説明に対しまして、ご意見、質問等ある方は発言をお願いいたします。

■〇〇委員 パブリックコメントの対応で14ページですけれども、赤で書いてあるところに阿武隈川水系河川整備基本方針を変更したことからというような記述になっています。この具体的な変更内容については本文のどこかで触れられているのでしょうか。そうでないと、これを読んでもよくわからないということになるのではないかと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

■調査第一課長（仙台河川国道事務所） 今のご意見に対しまして、どのような経緯で変更されているのかという部分でございますが、本文の29ページに概要等がありまして、概要に対して、57ページなどで今後どのような対応をしていかなければ

いけないかという部分もございますので、確かに委員がおっしゃられたとおり、ごもっともかと思いますが、1ページの部分から順次読むのは大変でございますけれども、対応とその課題につきましては掲載しているところです。

■〇〇委員 今の29ページというのはどの資料の29ページ。

■委員長 原案の29ページ。

■調査第一課長（仙台河川国道事務所） 大変申し訳ございません。29ページというのは、この分厚い変更原案でございました。済みません。

■〇〇委員 これの29ページにその基本方針の変更は書いていないような感じがします。

■委員長 地震を受けて、基本方針がどう変わったかということが明記してありますね、わかりやすく。

■建設専門官（東北地方整備局） 1つは、原案、厚い資料ですが、資料4の20ページにその経緯の表の中に、東北地方太平洋沖地震が発生ということで、1つ入れさせていただいております。それで、ご意見としてどのような経緯で変更されているのかということですが、先程事務局から話を申し上げましたが、資料の構成としまして、29ページ以降地震、津波の歴史、それから地震の概要等を加えた上で、原案の57ページの最後の行の方では計画的な対策を実施していくことが必要ですという記載など、各章、今回の地震に関連して今回整備計画の変更を行っていくということに関連する事項を記載させていただいているところです。

■〇〇委員 19ページの基本方針を変更しましたと。これの中身はどこかに書いてあるのですか。

■河川計画課長補佐（東北地方整備局） 具体的に基本方針の中身は全部同じ内容を整備計画の中に入っていることにはなっていません。先程説明した経緯だけの中になりますけれども、20ページの経緯の中で、これからになりますけれども、基本方針変更する予定で、変更の内容として括弧書きしてありますけれども、施設計画上の津波水位等の設定、あるいは計画高水位の変更等が今並行して審議されております。ですから、そちらにつきましては、基本方針そのものは策定になれば基本方針として公表されて、基本的にオープンになります。それに基づいてこの整備計画がつくられるということで、同じものがこれに載っている訳ではございません。ただ、両方とも確認しながら、策定後については見るということになるかどうかと

思います。

■〇〇委員 パブコメの14ページの記述は、阿武隈川水系河川整備基本方針を変更したことから、これを踏まえて整備計画の変更を行うものですと。これは、今同時並行で行っているのですね。

■河川計画課長補佐（東北地方整備局） はい。

■〇〇委員 だから、そういった記述のほうがいいと思いますけれども。

■河川計画課長補佐（東北地方整備局） 済みません。そこは、基本的な変更なのですが、先程最初の方のご説明で、並行していますけれども、基本方針の変更の内容の案に基づいてつくっていきまして、作成の順番としては基本方針策定後に必ずこの整備計画をつくらないと、法律上困りますので、そこはそういう形になります。今時点でのその回答案としては、確かに委員のご質問のとおりちょっと不適切な記載かもしれませんが、最終的なものとしてはこういう書きぶりをさせてもらいたいと思います。

■〇〇委員 わかりました。

■委員長 基本方針の変更を全部書くわけにはもちろんいきませんが、主に地震を受けて堤防高が変わった、あるいは地盤沈下で変わった、そのようなことはやっぱりちょっとどこかにはっきりうたっておいたほうがいいですね。

他にご発言ございませんでしょうか。

もしよろしいようでしたら、また最終的にまとめるまでにちょっと時間があります。というのは、基本方針が決まって、その後の手続で整備計画をまとめます。それまでの間にお気づきの点がありましたら、事務局に連絡していただき、それで委員のご意見と事務局と私とのところで調整させていただくということで、今回のこの委員会では、整備計画の変更案について了承したということにしてよろしゅうございましょうか。

「異議なし」の声

■委員長 どうもありがとうございます。

それでは、議事の2番目に、事業評価について話を進めさせていただきます。

■委員長 事業評価につきまして、用事があって途中で退席される委員がいらっしゃいますので、1、2、3、全部初めに事務局から説明いただいて、早目に委員の意見を伺いたいと思います。1、2、3をまとめて事業評価について説明お願いい

たします。

最初に、〇〇委員は事業評価委員ですから、もちろんご存じでしょうが、他の委員でなかなか通じていない方もいらっしゃると思いますので、事業評価とはそもそも何なのかというところから、ちょっと簡単に説明してください。お願いします。

■調査第一課長（福島河川国道事務所） それでは、事務局から阿武隈川直轄河川改修事業の再評価についてご説明させていただきます。

資料は、お手元の資料5-1、5-2、5-3に関連するものですが、資料5-1に基づきまして説明させていただきます。まず、1枚目ですが、事業再評価の流れということで、昨年12月に河川改修事業について再評価、審議していただいたところです。本来であれば、次回は3年後のサイクルで実施するところですが、今回河川整備計画の変更に基づきまして、1年経過での実施となっております。

なお、今回の再評価の結果につきましては、11月22日に予定しております事業評価監視委員会へ報告することになっております。

次のページに行きまして、事業を巡る社会情勢等の変化ということで、グラフが掲載されております。上のほうで阿武隈川流域内の人口の推移、あるいは世帯数の推移を示しております。世帯数につきましては、増加傾向にあるという状況です。下のグラフでは、阿武隈川流域内の製造品出荷額等、右側は産業別就業者数の割合を示しております。就業者数の割合につきましては、第1次産業が減っている一方で、3次産業が増えているという状況になっております。

太平洋沖地震の発生については前回の委員会でもお示ししている資料と同じものですが、震災によりまして地盤沈下、あるいは堤防等の河川管理施設が被災している状況です。

洪水・渇水の発生状況ということで、グラフで表示しておりますが、左側が福島基準点におきます年最大流量のグラフです。特に平成10年以降につきましては、上のほうに書いてあります河川整備計画の目標流量に近いような流量が平成10年以降複数回発生している状況になっております。

また、右側のグラフにつきましては、舘矢間基準点の渇水流量を示しております。こちらも平成に入ってから6年とか9年におきまして取水制限や農作物への影響等が発生している状況です。

洪水氾濫による社会的な影響ということで、こちらの次のページとあわせて宮城

県区間と福島県区間でそれぞれ整理しております。左の表で浸水範囲内にあります災害時要援護者施設あるいは防災拠点の施設などの重要施設の被害として整理しております。下の方で交通途絶によるものとライフラインの機能停止、あるいは経済被害の域内外への波及被害ということで整理しております。洪水氾濫による交通途絶によりまして、仙台空港へのアクセスや、工業団地等への影響が生ずる可能性がございます。

次のページが同様に福島県区間での整理をした資料でございます。

次のページは、今後の事業スケジュールということで、当面事業期間のおおむね5年、あるいは整備計画期間のおおむね30年におきまして、上下流の治水安全度バランスを確保しつつ段階的、着実に整備を進め、安全性の向上を図るということで進めているところです。

次のページは、下のグラフで年次ごとのイメージと、整備のメニューを記載しております。まず整備計画の整備内容は、おおむね30年間の事業として昭和61年8月洪水と同規模の洪水が発生した場合にも家屋浸水被害等を防止するための堤防整備あるいは河道掘削等を実施していくところです。そのうち、当面事業（5年）と書いておりますが、こちらの整備内容につきましては下のグラフのオレンジの部分につきまして、太平洋沖地震によりまして被災した堤防の復旧、一番下のほうの地形特性に応じた治水対策等を実施していくことで進めております。

次のページが治水対策の平面図で、整備計画のメニューに書かれている内容をこの図に落としております。

次のページが事業の効果ということで、整備計画あるいは当面事業につきまして、整備前後の浸水世帯数あるいは浸水想定面積を算出して表とグラフでまとめている資料です。整備の進捗により、段階的な効果があらわれているところです。

次のページは、費用対効果分析の算定ケースを示している資料です。全体事業、残事業、当面事業について、それぞれこちらに記載している整備期間内での事業実施による効用を整備後50年分で評価しております。

費用対効果検討結果ということで、総費用、総便益につきまして、それぞれ全体事業、残事業、当面事業について費用便益比を出しており、それぞれ2.5、3.2、2.6という数字になっております。その下の純現在価値、経済的内部収益率につきましても確認しており、それぞれの判断基準としております数字よりも大きいということ

を確認しております。

下のほうは感度分析として、残事業費、残工期、資産についてそれぞれプラスマイナス10%で算定しており、その結果として、表の中の赤字で示している部分が費用便益比が最大のところ、青い文字が最小のところですが、いずれも1以上になっております。

次のページは、地震後の状況を考慮した場合の試算ということで、今太平洋沖地震により被災した河口部については、復興の途上であり、社会情勢の変化として定まった状況にないところです。試算として今回算定しており、岩沼市と亶理町の復興計画による非可住地区の家屋の数が右のほうの表にございますけれども、浸水区域内の戸数と非可住地内の戸数の割合を出しまして、0.7%という数字になっております。こちらにつきましては、地震前の試算で算定した被害額のマイナス10%から見ても、投資効果は期待できるものと考えているところです。

次のページは、前回評価との比較です。総便益については、資産データと、評価額が更新されており、総便益が増加しております。総費用については、地震に伴う被害の発生を受け、災害復旧事業により実施する箇所の重複を避けるために、水門改築等の事業費を見直したことによりまして、総費用が減少しております。その結果、下の表の、昨年度の評価より0.5ふえているという状況になっております。

続きまして、県からの意見として、事業継続とする対応方針（原案）について、宮城県、福島県両知事に意見照会をしており、その結果としまして、両県から事業継続に異議なしという回答をいただいているところです。

最後に、対応方針（原案）を書いておりますが、記載の中の事業の必要性に関する視点、事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点につきまして今後の事業の必要性、重要性に変化はなく、費用対効果等の投資効果も確認できることから、対応方針といたしまして事業継続としたいと考えております。

最後に3枚参考資料をつけておりますが、河川事業における費用対効果分析の手法として、それぞれマニュアルに書かれている内容を図にしたものです。

18ページに、今回の費用便益分析の算定条件を記載しております。一番目は、津波後の資産データ等が今整備されていない状況にありますので、被災前の状況を想定して検討を行っているところです。2番目は、地震等により被災した堤防等の復旧費用は、災害復旧事業によって復旧されることから、今回の費用対効果分析の費

用には見込んでいません。また、津波や高潮による被害軽減に伴う便益については考慮していません。今回はこのような算定を行っているところでございます。

最後のページに治水経済調査マニュアルにあります洪水氾濫被害額の算出として、項目が複数ございますが、今回算出に用いたところは、この黄色の網かけをしているところを見込んでおります。

説明は以上でございます。

■委員長 それでは、2の阿武隈川総合水系環境整備事業について、再評価についての説明をお願いいたします。

■工務第一課長（福島河川国道事務所）資料6-1と6-2がありますが、6-1を使って説明いたします。

1ページをお開きください。事業の目的及び概要です。本事業は、阿武隈川沿川の人・自然・社会との調査と活力ある地域の創造を目的として、自然環境の保全や河川利用の推進等を図るものです。事業区間は、須賀川市から宮城県岩沼市、亘理町まで、事業着手が平成19年度、事業完了は平成31年度を予定しているところです。事業内容は2つの地区、右側のほうの地図で示しております荒川地区と、本宮地区という2つの地区で実施しております。全体事業費は、全体4.4億円、事業内容は、表の中に書いてありますが、管理用通路、側帯、管理用階段を整備することによって、住民の方に散策路、休憩、展望スペースとして活用いただくというものです。

2ページに参りまして、整備の内容、荒川地区について説明いたします。荒川につきましても、歴史的な治水構造物、豊かな自然、良好な水質を有している、観光資源が周辺に多くあり、これらを活用するまちづくりが地元で進められているところです。福島市街地から荒川沿いの観光資源をつなぐネットワーク機能をあわせ持つ河川管理用施設を整備することで、まちづくりと連携した水辺空間をつくっていきたいと考えています。結果といたしまして、河川利用者の増加、河川空間の利用によって、観光振興、地域活性化につなげたいと考えているところです。

右側の地図で示しているところが、荒川全体が対象区域ですが、側帯や管理用通路の整備を進めているところです。真ん中の写真は、日本一きれいな川について記載しておりますが、昨年、2011年全国164河川での水質1位と、2年連続での1位になったこと、東北では、24河川の中で9年連続の1位できれいな川ということももちろんですが、地元の方が熱心に色々な活動をしているというのが荒川です。

真ん中の写真上の方で、歴史的な治水構造物として地蔵原堰堤等の施設が土木遺産に認定されています。更に上流の施設になりますが、砂防施設大暗渠のところでも利用されています。右側の写真はサイクリング、ウォークラリー等のイベントとかばかりではなく、日ごろから散策、散歩される方が多くいるという利用状況であるのが荒川です。

整備を進めている状況の写真ですが、右下が管理用通路を整備した写真です。隣が側帯の整備状況で、ここを休息や展望スペースと考えております。真ん中の写真につきましては、総合運動公園と四季の里を連絡する施設を整備したところです。一部洪水によって石が堆積しているところもあって、管理が十分できていないところもありますが、できるだけ多くの方に利用していただけるようにしていきたいと考えているところです。

続きまして、3ページにまいりまして、本宮地区ですが、本宮市につきましては堤防のすぐ裏に家屋が連なっているところで、県、市とともに背後地のまちづくりと一体となった堤防整備を進めていくことで、築堤事業に着手したところです。良好な景観・環境を有する阿武隈川と本宮市をつなぐ管理用通路の整備、階段の整備をすることでまちづくりと連携したにぎわいのある水辺空間をつくっていききたいと考えています。左上の写真ですが、堤防の必要性として、洪水の度に堤防の高さが足りないために危険となっているところです。現況としては、左下のように、背後地に住宅が密集している、しかし、下におりていく所がないという現況です。右側の写真、上2つが今年の夏祭りでの状況で、上の方が和船こぎの観覧で、日陰に人が集まっていて、ちょっと見づらいですが、人がたくさん観覧しているということです。真ん中は、花火の観覧の状況です。一番下の写真が北上川の例ですが、堤防から水辺におりていく階段を整備したい。真ん中の絵については、このように整備をしていきたいと考えているところです。

4ページに参りまして、今回の費用対効果の分析では、旅行費用法という、前回と同じ手法を用いました。21年度の河川空間利用実態調査の利用者数を集計して、それをもとに便益を推計しました。整備による利用者の増加については、8月にWEBアンケート調査で得られた増加率を用いて推計をしました。

建設費、維持管理費については、実績をもとに計上しました。

分析については、技術指針に基づいて行いました。22年度までのデータにより行

っているとなお書きしておりますが、これは人口のデータを最新のものを使うと、震災後で大きな変動があるということで、人口については22年度のデータを使っています。

全体事業費の費用対効果としましては8.8、残事業につきましては3.1という結果になりました。

感度分析ということで、下の表の中にそれぞれ記載しておりますが、一番低くて全体で7.9、それから残事業で一番低くて2.8ということで、十分効果があるものと考えております。

5ページ、次のページに参りまして、費用対効果の分析の主な変更点について説明させていただきます。事業費ですが、荒川地区で900万円ほど増えております。これは、地元と調整する中で、先程写真を添付しましたが、四季の里公園と運動公園を連絡する施設をつくったことで増えております。

②で利用者数ですが、前は平成18年の実態調査、今回は平成21年の調査結果を基に出しております。

整備後の利用者数につきましては、先程申しましたように、WEBアンケートの結果から荒川地区については1.71、本宮地区につきましては1.22という設定をしております。

来訪者の構成比については、21年度の空間利用実態調査より推定しました。

⑤、人口については先程説明したとおり22年のデータを使っております。

結果としまして、費用対効果、前回2.6だったものが8.8、残事業は3.1だったものが3.1ということで、同じ値でした。

次のページに参りまして、震災後の復旧、復興ということで、昨年震災の後、ほとんどのイベントが中止になっておりました。今年に入りまして再開されて、大分参加者の数が回復傾向にあるということを示した、実績を拾い出したグラフを添付しております。荒川での今年の活用状況として、荒川フェスティバル、うつくしまみずウオークの写真を、多くの方に参加いただいたということで添付しております。

7ページに参りまして、今度は本宮地区です。夏祭り、いい写真がなくて、パンフレットをそのまま使用していますが、花火大会、夏祭りでの和船こぎ競争等、これも今年は復活したということで、大分利用が盛んになってきたところです。

8ページに参りまして、対応方針（原案）で、事業を継続させていただきたいと

考えております。理由としましては、河川環境管理基本計画の基本理念等を踏まえて、河川空間の適正な保全と利用を図るために計画的に整備を実施しており、地元
の協力体制も構築されている。また、地元自治体からは、本事業の促進に対して要
望活動も行われているということで、更なる事業の推進が望まれているということ
から、継続したいと考えております。継続するに当たっては、より一層のコスト縮
減や流域自治体との連携、河川利用の促進を図る啓発に更に努めてまいりたいと考
えています。こういった整備をすることによって、一番下に記載しておりますが、
福島県の復興につながるものと考えております。

環境整備につきましては以上です。

■委員長 ありがとうございます。関連しますが、福島県知事の意見につきましては
は、前の説明の15ページに赤で囲ってある、その下に出ておりますが、異議がない
という知事の意見が出ております。

それでは、最後の説明を御願います。

水防災対策特定河川事業（二本松・安達地区）の事後評価ですね。

■工務第一課長（福島河川国道事務所） 資料7-1と7-2がありますが、7-
1で説明させていただきます。

1ページをお願いします。二本松・安達地区の事業概要です。当該地区について
は福島狭窄部上流に位置しているため、洪水時には流れが悪くなり浸水被害の常襲
地帯でした。本事業については、堤防整備による浸水被害の軽減・防止を目的とし
て14年度に着手し、19年度に完了した事業です。写真で見えていただいている範囲で
すが、黄緑色の点線で示している範囲が堤防を整備した箇所です。左岸の油井・榎
戸地区、対岸の右岸側になりますが、安達ヶ原地区、事業内容は期間が平成14年度
から19年度、総事業費は75.5億円、堤防整備が合計4,400mということで、連続堤
では時間や費用がかかる地区について、洪水による氾濫の一部を許容しながら輪中
堤などにより家屋を洪水から防ぐといった事業内容です。

次のページに参りまして、事業の必要性ですが、左側の写真をご覧ください。平
成10年8月洪水の状況で、この時は浸水面積160.2ha、これは今回の事業対象区
域の上下流の地区も含めての被害になります。浸水家屋が全体で78戸。それから国
道4号やJR東北本線も浸水して止まってしまったという被害を受けた洪水です。
写真の下ので、この洪水を受けて平成13年2月に二本松・安達地区河川整備検討

委員会を設立しました。6月までの短い期間ではありましたが、委員会を4回開催し、更に意見交換会を3回、記載しておりませんが、地区毎の意見交換会も9回行い事業計画を策定しました。平成14年に事業着手しましたが、真ん中の写真をご覧ください。その着手した年の7月に、また洪水の被害を受けたということで、浸水被害が176.3ha、浸水家屋が145戸、同じように国道、JRも冠水してしまったということで、短い期間で繰り返し洪水被害が頻発したため、事業の早期完了に向けて地域からの声が益々高まったところです。右側は、ボートで避難・救助される住民、国道4号が冠水し大渋滞が発生している写真です。

3ページに参りまして、事業の効果です。昨年9月の台風15号における効果ということで、昨年の台風は戦後最大の水位を記録した平成14年7月と同規模でしたが、家屋や事業所、更には国道4号、JRの被害は防止できたということです。左上は過去の主要な洪水の水位を重ね合わせた図ですが、昨年発生した洪水が戦後最大を記録したということです。左下の図、浸水家屋、これは今回の対象区域内だけですが、14年洪水は82戸だったものがゼロ、浸水面積も32.3haだったものがゼロというように浸水被害を解消できたところです。右側の図は、点線で示しているのが平成14年7月の浸水範囲ですが、JRや国道を超える所まで浸水被害が発生していた洪水が、赤点線枠で示している箇所ですが、昨年9月の洪水では浸水被害が発生しなかったということで、事業による効果があったと考えております。

4ページに参りまして、更に事業の効果ということで、真ん中の写真をご覧ください。堤防の上から堤内地、右岸を見ておりますが、平成14年の時には1階部分が、水没したということがありましたが、昨年の同規模の洪水では浸水被害はなかった。それと、右側の写真は、国道4号、JRの変電所ですが、国道4号については約2m位浸水、JRの変電所については2.4m位浸水していたものが無かったという効果がありました。横断図の方でも絵で示しているとおり、浸水被害が発生した所がなかったということです。

引き続き5ページで事業の効果ということで、真ん中の写真ですが、立地年次までは確認できなかったのですが、前にはなかった新たな事業所が、数は少ないですが、数もできてきている。それから、右側の写真では住宅の建て替えも進んでいる。写真は入れませんでした。堤防が整備されたことで、14年の浸水被害が発生した区域内においても新たな宅地の分譲も始まっているということで土地利用の高度化

や、安定した社会経済活動が営まれてきているということで考えております。

6 ページに参りまして、費用対効果の算定です。事業費、維持管理費、想定氾濫区域内の資産情報等の最新データを用いて検討した結果、1.4となっており一定の効果があったということで考えております。

7 ページに参りまして、今後の事後評価及び改善措置の必要性に関してですが、平成10年、14年の洪水では大きな被害が発生しましたが、事業完了後の昨年9月の洪水では家屋の浸水、国道、JRの浸水はなかったということで、事業の効果は確認されたと考えております。また、計画規模の出水に対しても、本事業が実施されたことで、浸水被害の軽減が期待されるということで、有効性は十分見込まれることから、我々としては、今後の事業評価及び改善の必要はないと考えております。

以上です。

■委員長 どうもありがとうございました。

この3件の事業評価に関しまして、順を問わずどこからでも結構ですので、ご意見があればお願いします。

■〇〇委員 3件ご説明いただきましたけれども、適正な事業で継続等に関して何ら問題ないというふうに考えております。

以上です。

■委員長 どうもありがとうございます。

他にご意見ございませんでしょうか。

環境整備事業では、福島市がこの中の荒川について直接関係しております。もしご意見なりご質問などありましたら、発言をお願いいたします。

■〇〇委員代理 特に質問はございませんが、福島市での荒川地区の整備については既に終わっておりますが、ここにある施設を、荒川がうまい具合に結んでくれています、国交省の事業と、市の地域の愛護団体等の結びつきもうまくいっていて、色々なイベントを開催する上で本当に成果が出ているというふうに感じておるところです。

■委員長 どうもありがとうございます。

■〇〇委員 質問といいますか、私には理解できないところがあるので、教えていただきたいことです。

資料6-1、環境整備事業の4ページを見ますと、そこに全体と残事業ということと書かれておりますが、その総費用と総便益の関係で、上の全体を見ますと、荒川が平成24年で完了ということで、それ以前の問題だと思うのですが、ここでは約8.8という倍率になっていて、確かに総費用に対する便益は8.8なのですが、非常に大きな便益があって、残事業だけ見ると本宮が約3.1倍ということで、5ページを見させていただくと、この費用の関係が全体事業の左が21年の規模と見たときに、ここの8倍という総便益がどういうものがあったのか。特に荒川で便益が大きかったのは、数字の読み方が見えないので、わかるようにご説明いただけるとありがたいと思います。

■工務第一課長（福島河川国道事務所） 5ページで説明させていただきます。増えた要因はアンケート結果による回答から、今ある施設よりも整備した後にもっと訪れたいというWEBアンケートの回答者が435人で、多いか少ないかは色々あると思いますが、回答をいただいた結果、整備後に多く利用したいということで、荒川地区については1.71、本宮については1.22となったものです。それからその下の来訪者構成比は21年度の利用された方のアンケート結果ですが、近くに住む方は、そんなに増えなくて、遠くの方がもっと訪れてみたいという回答がこの中に、多くあったために、そういったものの要素も含んで、全体で前回2.6だったのが、整備後の増加率、実態調査からの来訪者構成比ということでもっととれているので、どんどんそれを掛けたような形になってしまうのですが、8.8倍と、大きな期待、訪れてみたいという方が多くいたという内容になっております。

■〇〇委員 そうしますと、この8.8倍というのは、荒川が終了すると下がったということは、ほとんどが荒川の便益の中でこれだけ大きい数字が出てきたということで考えていいのですか。

■工務第一課長（福島河川国道事務所） 荒川だけということではないのですが、本宮も増えた要因にはなっているのですが、どちらかというと荒川が多いというのは確かです。

■〇〇委員 これ自体異議を挟むものではないのですが、これを見ますと平成5年から12年の間に荒川で実施されたものを基に出している数字ということで、上と下の見方は、上は現在、24年で出した数字ということですか、それとも過去のものを含んでこの数字になったのか。

■工務第一課長（福島河川国道事務所） 過去のものも含んでおります。

■〇〇委員 わかりました。わかりましたといいますか、違いはある程度わかったけれども、なぜこんなに大きく数字の差が出るかは、ちょっと理解できなかった。これはあくまでも環境ですから、防災についてはまたこれからですので、環境面だけでこれだけ差があったということによろしいですね。

■委員長 事業評価は、やはり〇〇先生の意見を聞かないと収まらないと思いますので、よろしくをお願いします。

■〇〇委員 特にこれはコメントなく、3つ資料ご説明いただきましたけれども、問題ないと思います。

今のご質問ですが、これ環境整備だからという、まさにそういう問題でして、要するに部分供用をしているわけです。そういった場合は、こういうふうに最初に一番いいところでぼんと出て、最後また減る。逆にいい例が、鉄道プロジェクトの様なものは長年工事するのですが、最後10センチでもレールがつながっていなかったら利用不可能なわけです。そういうものは、ずっと便益がないのですが、完成した瞬間にぼんと出るものとか、そういった事業特性というのがありますので、この数字は恐らく荒川がものすごく優秀で、そういう表現はよくないのですが、本宮は平均は超えているのですけれども、ちょっと荒川より劣るといえるか、比べるとですよ。両方ちゃんとクリアしているのですが、そういったような意味合いのプロジェクトかなというふうな解釈だと思います。

■〇〇委員 ありがとうございます。

■委員長 ありがとうございます。

最初の河川改修に関しては、下流部の岩沼市から、関連してご意見ございますか。もしご意見等ございましたらお願いします。

■〇〇委員 岩沼市です。特に異議はありません。ただ、テーマとちょっと違うお話をされるかもしれませんが、この河川整備計画は当然国土交通省東北地方整備局となっておりますので、最後まで国が責任を持ってしっかり仕事をしていただけるものと思っております。実は心配する点は、例えば国の行財政改革、あるいは最近地域主権改革という、中身はどうかよくわからないのですが、そのことは結局は国の仕事を都道府県、あるいは広域連合に移譲していくという形で、今回の震災を受けて、例えば東北の市長会としては、そういった移譲は絶対反対であるという話を

しているわけですが、今回この計画は相当長い年月で、しかも相当お金のかかる仕事です。かといって、地域全体としては絶対やっていただかなければならない。それをいろいろな事情があつて、国ではなくて実際に都道府県、あるいは関係ある市町村、それはもちろん協力するのは当たり前ですが、これはやはり国の責任として、東北地方整備局の責任として、しっかりやってもらわなければならない。非常にそういう点については危惧しますので、話がずれるかもしれませんが、責任を持ってしっかり東北地方整備局が中心になってやっていただくように、国土交通省のほうに厳しく申し上げなければならないと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

■委員長 貴重なご意見ありがとうございました。

他にご発言。

■〇〇委員 私は、この2つの再評価、それから事後評価、全く問題ないというふうに思っております。

1つ教えていただきたいのは、門外漢なものですから、ピント外れの質問をすることもかもしれませんが、この再評価の資料5—1の14ページのところで、数字の話で恐縮ですが、総便益、ベネフィットのほうは23年度評価と24年度評価を見ていると割合大きく変わっているのですが、これは1年でこの位変わるとするのは、特に珍しい話ではないのでしょうか。例えば上の1,971億円が2,384億円という、400億円ぐらいベネフィットが上がっていますが、その位の変動はあり得るといふことなのでしょうか。その辺お教えいただければ幸いです。

■調査第一課長（仙台河川国道事務所） 今委員のご指摘、ご意見に対しまして、説明させていただきます。

14ページの総便益、今委員がおっしゃられた内容について変更の主な要因はひとえに資産データで、そのうちの延べ床面積という資産が、昨年度は平成7年で公表されていたデータを用いて算定しておりました。今年度は、平成17年の最新版のデータが昨年9月に公表されたことを踏まえデータを変えました。主な大きな違いとしましては、平成7年当時のデータですが、一つの事業主体、家屋、資産等に関するメッシュのデータの範囲が1kmメッシュで、非常に大きなメッシュ、統計でした。平成17年の昨年度公表されたデータは、丁町字単位で非常に小さく、きめ細かなデータに変わっております。そのような違いから、資産の部分の分布の評価が変

わったというところです。

以上でございます。

■〇〇委員 よくわかりました。ありがとうございます。

■委員長 他にご意見ございませんでしょうか。

資料5-1の11ページ、事業が長くかかるというのはわかりますが、それから官庁は年号を使うというのはわかるのですが、平成97年とか平成79年という数字が出てくると、これはちょっと世間では通用しない数字ではないかなと。もう少し世間に向けて説明しやすい表現方法も考えてください。西暦を併記するのでも構いません。よろしくお願いいたします。

■調査第一課長（仙台河川国道事務所） ありがとうございます。

■委員長 この事業評価について概ね了承いただいたと判断しておりますが、よろしいでしょうか。

審議結果を取りまとめて事業評価監視委員会に報告しなければいけないのですが、その取りまとめに、10分ほどかかるので、お休みをいただきます。よろしくお願いいたします。

（ 休 憩 ）

■委員長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

■河川計画課長補佐（東北地方整備局） 事業評価、事業再評価及び事後評価についてご審議ありがとうございました。いただいた審議内容から報告案文についてご説明します。

阿武隈川直轄河川改修事業等の事業再評価、事後評価について、1、阿武隈川直轄河川改修事業（再評価）について、事業の継続は妥当と判断する。

2、阿武隈川総合水系環境整備事業（再評価）について、事業の継続は妥当と判断する。

3、阿武隈川上流水防災対策特定河川事業（二本松・安達地区）（事後評価）について、改善措置及び今後事業評価の必要はない。

以上、案を報告します。

■委員長 どうもありがとうございます。この内容で11月の整備局の事業評価監視

委員会に報告されます。どうもありがとうございます。

今日の議題はこれで終わりですが、全体を通じまして何かご発言がある場合には、お願いいたします。

■〇〇委員 事後評価等の事業評価はよろしいのですが、結果の考え方を教えていただきたいです。例えば二本松・安達でこのB/Cが1.4といったときに、非常に効果もあるし、重要な事業だと思うのですが、この値というのはどのように考えられるのか、見方を教えていただけますか。

■工務第一課長（福島河川国道事務所） 新規採択時評価、再評価と性質は異なっていて、事後評価は、事業の投資効果を確認するという意味で、1を超えているかどうか確認すると考えております。今回は結果1.4ということで十分効果があると考えております。

■〇〇委員 1というのが基準であるということで、事後の場合はよろしいということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

■委員長 他にご発言ございませんでしょうか。

もしよろしいようでしたら、これで今日の議事は終了したいと思います。

前半の最後に申し上げましたが、これが最後になると思います。何か追加のご意見等ある場合には、事務局に連絡いただき、その後私と事務局の間で調整しながら、最終的にまとめていきたいと思っております。今日はありがとうございました。

では、マイクを事務局にお返しいたします。

■司会 委員長、議事の進行ありがとうございました。

それでは、整備計画変更原案につきましては、本日いただきましたご意見をもとに修正して、委員長に最終的なご確認をいただいた後に、各県等への意見徴取を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで河川部長より挨拶を申し上げます。

■河川部長（東北地方整備局） 本日は遅れてまいりまして、誠に申し訳ございません。また、委員の方々におかれましては、ご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、大変ボリュームの多い内容でございましたけれども、ご審議いただきまして、おかげさまで河川整備計画の変更に向けまして、本日で目処が立ったところ

でございます。私どもこれから河川整備基本方針の変更後、速やかに整備計画の変更をいたしまして、復興、復旧事業の促進を図ってまいりたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、また引き続きご指導、ご鞭撻賜りますようお願いを申し上げます、御礼のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

5. 閉 会

■司会 以上をもちまして、第9回阿武隈川水系河川整備委員会を終了いたします。
本日はどうもありがとうございました。

(閉会 午後3時51分)